

新旧対照表

● 総合口座規定			
	改定前	改定後	備考
	10. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。 (2)～(5)略	10. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。</u> (2)～(5)略	下線部追加
	11. (印鑑照合等) 以下略	11. (印鑑照合) 以下略	下線部削除
	17. (規定の改定) <u>この規定を改定する場合は、改定内容を当行本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。</u>	17. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。	下線部変更